

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化及び多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁等道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災等大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおり事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「航空災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及びその他防災関係機関が実施する対策はこの計画の定めるところによる。

第2 災害応急対策

1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化及び応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 航空災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の災害応急対策に関する情報

オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 航空災害の状況

イ 旅客及び乗務員等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の災害応急対策に関する情報

オ 航空輸送復旧の見通し

カ 避難の必要性等、地域に与える影響

キ その他必要な事項

3 応急活動体制

町は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

4 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第4章第8節「消防計画」及び第5章第7節「救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

5 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第8節「医療救護計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

遠軽医師会

「空港医療救護活動に関する協定」による要請に基づき医療救護活動を実施するものとする。

6 消防活動

(1) 消防機関は、第4章第8節「消防計画」に基づき速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、適切な消防活動を迅速に実施するものとする。

(2) 消防吏員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

遠軽警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第11節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

9 防疫及び廃棄物処理等

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第9節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講じる。

また、第5章第26節「廃棄物処理等計画」の定めるところにより、廃棄物の処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

10 自衛隊派遣要請

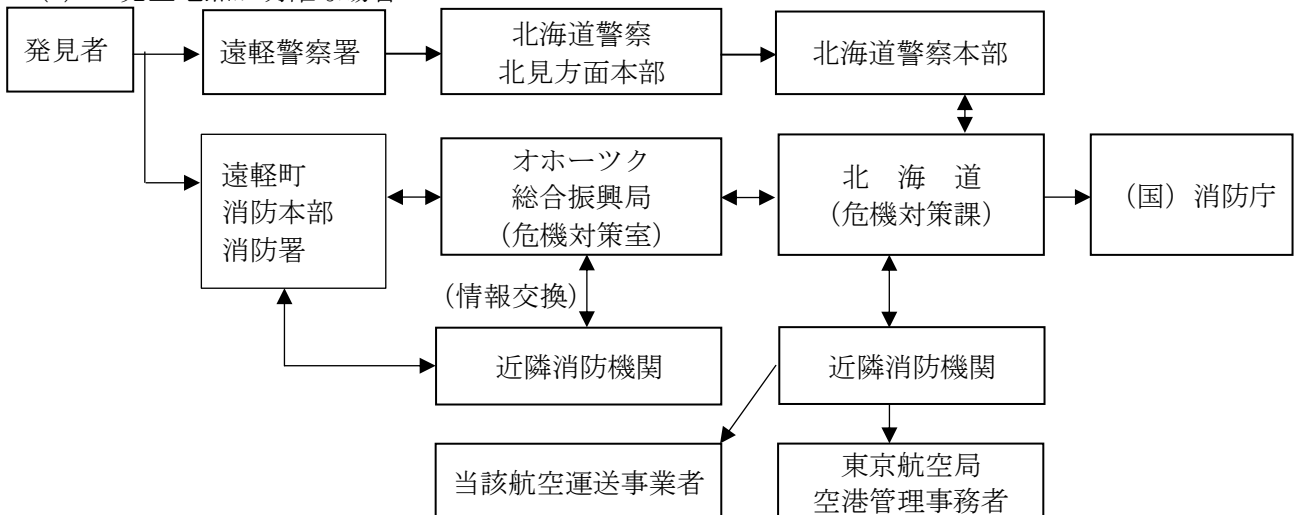
町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、オホーツク総合振興局長に自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

11 広域応援

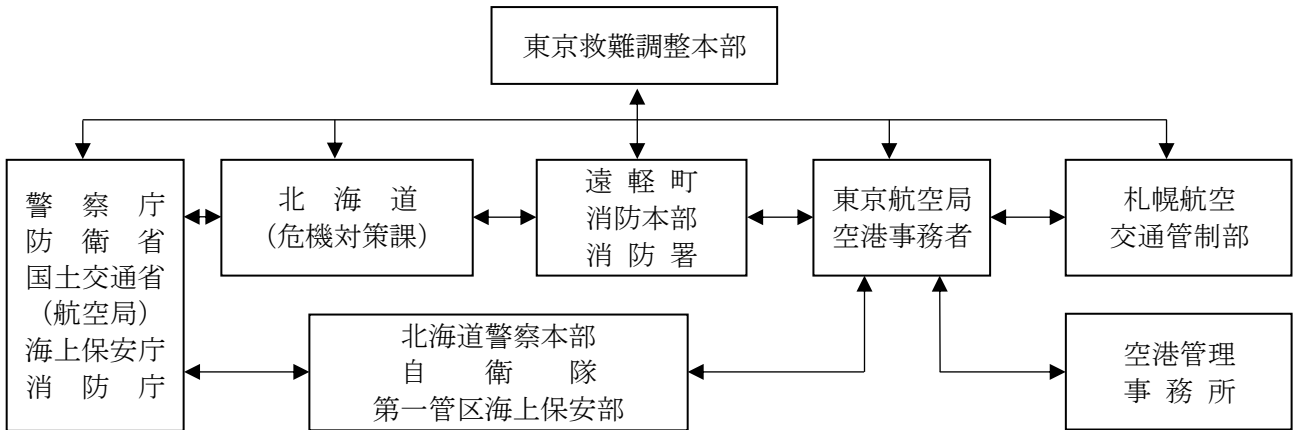
町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第5章第5節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、北海道及び他の市町村等へ応援を要請するものとする。

別記 情報通信連絡系統図

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

第2節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「鉄道災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害応急対策

1 情報通信

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 鉄道災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の災害応急対策に関する情報

オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 鉄道災害の状況

イ 旅客及び乗務員等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の災害応急対策に関する情報

オ 施設等の復旧状況

カ 避難の必要性等、地域に与える影響

キ その他必要な事項

3 応急活動体制

町は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応援活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第7節「救助救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第8節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

6 消防活動

鉄道災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) 消防機関は、第4章第8節「消防計画」に基づき速やかに鉄道災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。
- (2) 消防吏員は、鉄道災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

遠軽警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第11節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第7章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

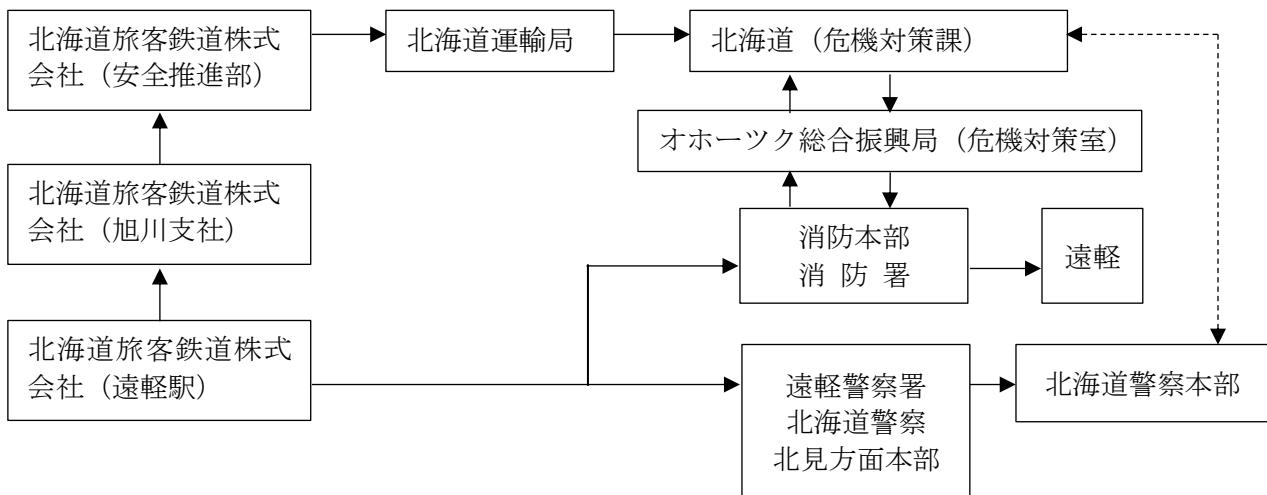
10 自衛隊派遣要請

町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、オホーツク総合振興局長に自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

11 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第5章第5節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、北海道及び他の市町村等へ応援を要請するものとする。

別記 情報通信連絡系統図



第3節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するための必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制改善等の必要な措置を講ずるものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備等の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制並びに資機材等を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等、防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果をふまえ再発防止対策を実施するものとする。

(2) 遠軽警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場、周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

(3) 網走地方道路防災連絡協議会

ア 関係機関が連携して地域防災に当たるための体制を整備するものとする。

イ 大雨、吹雪等の異常現象による通行止め等の通行規制情報を地域の防災関係機関や地域住民、道路利用者及び事業者へ伝達するための体制を整備するものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等

を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 道路災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報

オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 道路災害の状況

イ 被災者の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の災害応急対策に関する情報

オ 施設等の復旧状況

カ 避難の必要性等、地域に与える影響

キ その他必要な事項

3 応急活動体制

町は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第5章第7節「救助救出計画」の定めによるものとするが、道路管理者は関係機関による初期活動が迅速かつ的確に行われるよう協力するものとする。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第8節「医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確に行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 消防機関は、第4章第8節「消防計画」に基づき速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

(2) 消防吏員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(3) 道路管理者は、道路災害による火災の発生に際して、遠防機関による迅速かつ的確な初期消防活動が行われるよう協力する。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町は、第5章第23節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、次により実施する。

(1) 遠軽警察署は、道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

(2) 町及び道路管理者は、自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 自衛隊の派遣要請

町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、オホーツク総合振興局長に自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

10 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第5章第5節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、北海道及び他の市町村等へ応援を要請するものとする。

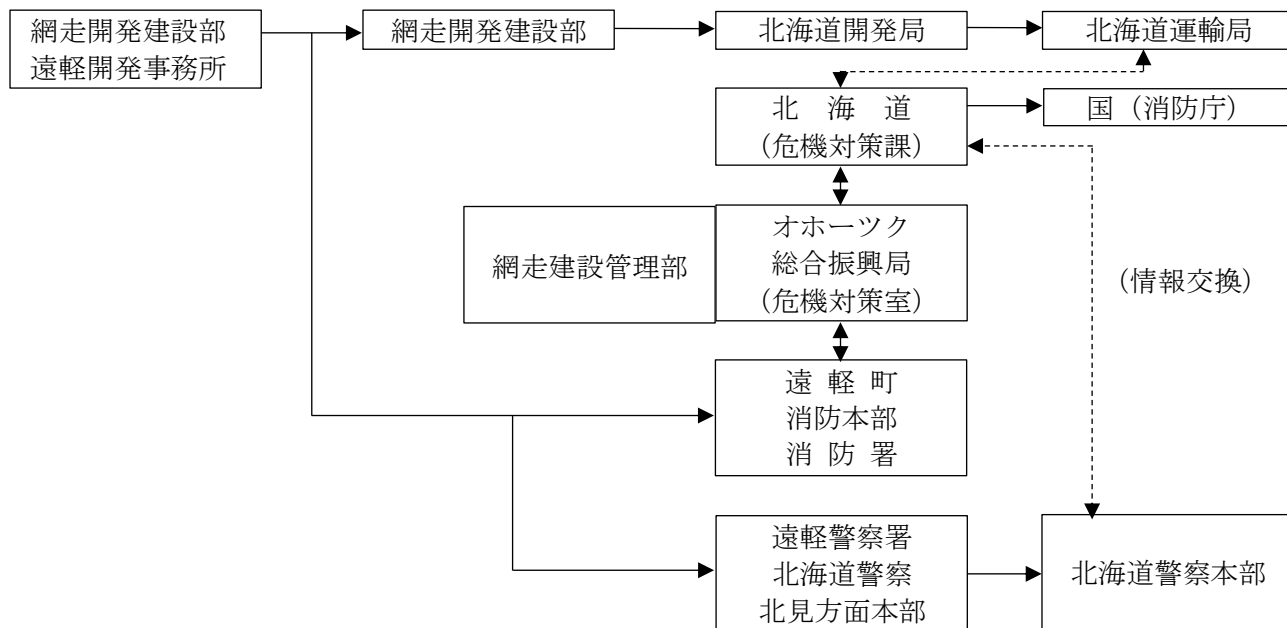
11 災害復旧

町及び道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

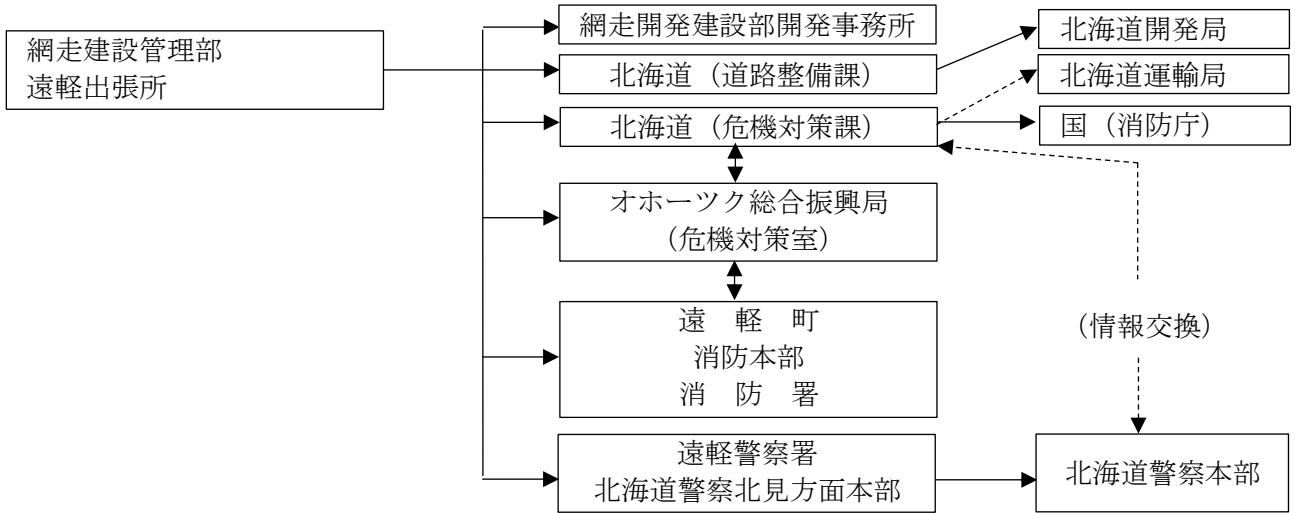
- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

別記 情報通信連絡系統図

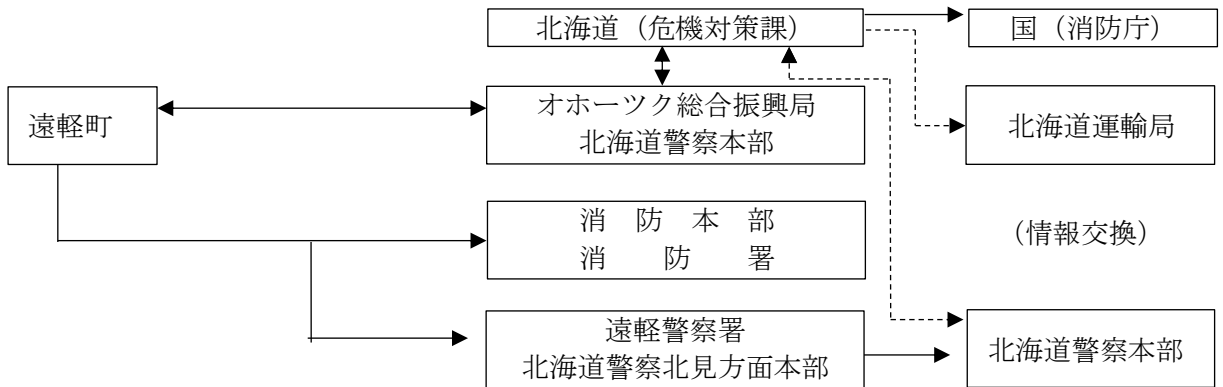
1 国の管理する道路の場合



2 道の管理する道路



3 町が管理する道路の場合



第4節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 基本事項

1 危険物等の定義

- (1) 危険物
消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの
〈例〉 石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など
- (2) 火薬類
火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの
〈例〉 火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など
- (3) 高圧ガス
高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの
〈例〉 液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど
- (4) 毒物・劇物
毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの
〈例〉 毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩酸等）など
- (5) 放射性物質
放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

2 町内危険物製造所等設置状況（令和5年4月1日現在 遠軽地区広域組合消防本部）

区分	生田原	遠 軽	丸瀬布	白 滝	全地域
給油取扱所	4	21	4	2	31
一般取扱所	1	22		4	27
屋内貯蔵所		8			8
屋外貯蔵所		1			1
屋外タンク貯蔵所	1	7			8
屋内タンク貯蔵所		2	1		3
地下タンク貯蔵所	24	49	11	9	93
移動タンク貯蔵所	6	26	6	3	41
合 計	36	136	22	18	212

第3 災害予防

町は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、消防設備等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

第4 災害応急対策

1 情報通信

危険物等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

危険物等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

エ 医療機関等の情報

オ 関係機関の実施する応急対策の概要

カ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町は、報道機関等を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 災害の状況

イ 被災者等の安否情報

ウ 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

エ 医療機関等の情報

オ 関係機関の実施する応急対策の概要

カ 避難の必要性等、地域に与える影響

キ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物質等の性状を十分に把握し、危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置の指示、危険物等関係施設の緊急使用停止の指示など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

5 消防活動

(1) 遠軽地区広域組合消防署は、事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。

(2) 遠軽地区広域組合消防署の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6 避難措置

町は、人命の安全を図るため、第5章第3節「**避難対策計画**」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

町は、第5章第7節「**救助救出計画**」及び第5章第8節「**医療救護計画**」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また町は、第5章第23節「**行方不明者の捜索及び遺体収容処理埋葬計画**」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

遠軽警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第11節「**交通応急対策計画**」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

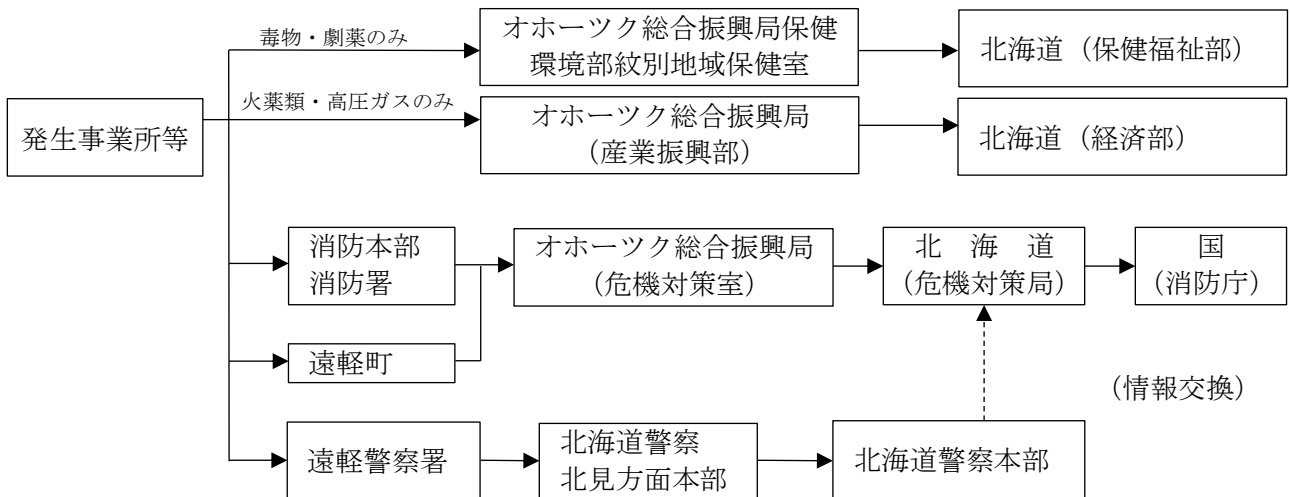
9 自衛隊派遣要請

町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第4節「**自衛隊災害派遣要請計画**」の定めにより、オホーツク総合振興局長に自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

10 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第5章第5節「**広域応援・受援計画**」の定めるところにより、北海道及び他の市町村等へ応援を要請するものとする。

別記 情報通信連絡系統図



第5節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する予防、応急対策は、この計画に定めるところによる。

第2 基本事項

1 指定防火対象物数（令和5年4月1日現在 遠軽地区広域組合消防年報）

項	用途	生田原	遠 軽	丸瀬布	白 滝	全地域	
1	イ	劇場、映画館、演芸場等		1		1	
	ロ	公会堂又は集会場	6	18	4	31	
2	イ	キャバレー、カフェ等					
	ロ	遊戯場又はダンスホール		2		2	
	ハ	性風俗関連施設					
	ニ	カラオケボックス等		1		1	
3	イ	待合、料理店等					
	ロ	飲食店	2	44	3	49	
4	百貨店、マーケット等	2	37	2		41	
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所	2	7	4	4	17
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅	13	165	5	3	186
6	イ	病院、診療所、助産所		14	3	2	19
	ロ	老人、児童福祉施設等（重度）	9	13	1		23
	ハ	老人、児童福祉施設等（軽度）	9	25	1		35
	ニ	幼稚園、盲学校、ろう学校等	1	1			2
7	小、中、高等学校、各種学校等	4	9	2	2	17	
8	図書館、博物館、美術館等	1	3	3		7	
9	イ	蒸気浴場、熱気浴場等					
	ロ	イ以外の公衆浴場			1		1
10	車両の停車場		1			1	
11	神社、寺院、教会等	2	11	4	2	19	
12	イ	工場、作業場	16	58	15	8	97
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ					
13	イ	自動車車庫、駐車場	5	20	3	3	31
	ロ	航空機の格納庫					
14	倉庫	18	67	13	9	97	
15	前項に該当しない事業所	18	95	12	18	143	
16	イ	1～4、5イ、6、9イが存する複 合用途対象物	5	38	3	5	51
	ロ	その他複合用途対象物		21	3	3	27
合 計		113	641	82	66	902	

第3 災害予防

町は、防災関係機関と協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

1 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりの推進を目指すものとする。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

3 自主防災組織の育成強化

町は、消防機関と連携し、地域の自主防災組織等、民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

4 防災訓練の実践

町は、関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

5 火災警報

町長は、オホーツク総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発令条件（別表）となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

別表

警報発令条件	実効湿度 66%以下にして、最小湿度 40%以下となり、最大風速 14m/s 以下のとき
--------	--

第4 災害応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第2節「災害広報・情報提供計画」によるほか次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否状況

ウ 医療機関等の情報

エ 町の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により次の事項についての広報を実施する。

ア 災害の状況

イ 被災者の安否状況

- ウ 医療機関等の情報
- エ 町の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域にかかる災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町長は、人命の安全を確保するため、第5章第3節「避難対策計画」により、必要な避難の措置を実施するものとする。

6 救助救出及び医療救護活動等

町長は、第5章第7節「救助救出計画」及び第5章第8節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、第5章第23節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

7 交通規制

遠軽警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第11節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

8 自衛隊の派遣要請

町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、オホーツク総合振興局長に自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

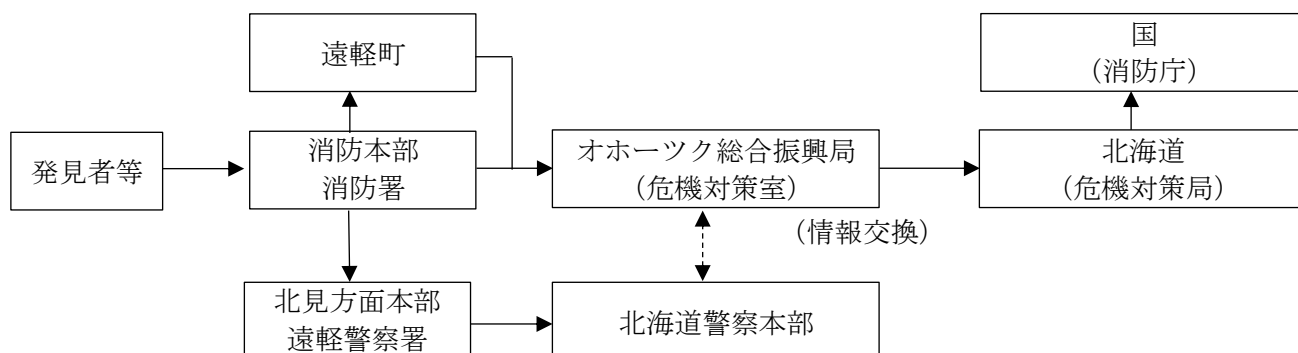
9 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第5章第5節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、北海道及び他の市町村等へ応援を要請するものとする。

10 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘察し、関係機関との密接な連携のもと、第8章「災害復旧計画」により迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

別記 情報通信連絡系統図



第6節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、実施する予防、応急対策はこの計画の定めるところによる。

1 林野火災予防対策実施組織体制の整備

(1) 実施機関

予消防対策機関は、次のとおりとする。

遠軽町、消防機関、遠軽地区広域組合遠軽町消防団、網走西部森林管理署、オホーツク総合振興局西部森林室遠軽事務所、遠軽地区森林組合

(2) 協力機関

協力機関は次のとおりとし、実施機関に協力し、予防の万全を図る。

町内森林愛護組合、町内林産協同組合、町内森林関係業者、遠軽町教育委員会、えんゆう農業協同組合遠軽町内各支所、J R北海道遠軽駅、北海道北見バス株式会社、北海道猟友会遠軽支部、遠軽観光協会、陸上自衛隊遠軽駐屯地、遠軽警察署、オホーツク総合振興局遠軽地区農業改良普及センター、網走開発建設部、網走建設管理部、町内各郵便局、町内各報道機関、町内各建設業協会、遠軽商工会議所、えんがる商工会、その他関係機関

第2 予防対策

1 林野火災予防対策

林野火災の発生原因のほとんどが人為的なものであるため、町は関係機関と連携を図り次の対策を講ずるものとする。

(1) 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣り等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、掲示板等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

イ 入林の許可・届出等について指導する。

ウ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

エ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

(2) 火入れ対策

林野火災危険期間（おおむね4月～6月）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

ア 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び遠軽町火入れに関する条例（平成17年条例第175号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

エ 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

(3) 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、次により気象通報警報、警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

ア 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行うものである。

なお、火災気象通報の通報基準は、第3章第2節「気象情報等伝達計画」のとおりである。

イ 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、別記1のとおりとする。

なお、通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を、消防機関、森林管理署、オホーツク総合振興局西部森林室遠軽事務所へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図る

ものとする。

また、町長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生
の危険性があると認めたときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づき火災
警報を発令することができる。

第3 応急対策

1 情報通信

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の取
集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系
統は、別記2のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関
係機関に連絡するものとする。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等
を行うものとする。

エ 町及びオホーツク総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和5
4年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う
ものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため被
災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第2節「災害広報・情報提供計画」の定め
によるほか次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

町は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役
立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町は、報道機関等を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 災害の状況

イ 被災者の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 関係機関の実施する応急対策の概要

オ 避難の必要性等、地域に与える影響

カ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状
況に応じて応急活動体制を整え、その地域にかかる災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

(1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、林業関係機関の出動協力等により、効果的な
地上消火を行うものとする。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第6節「ヘ
リコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町長は、人命の安全を確保するため、第5章第3節「避難対策計画」により、必要な避難の措置を実施するものとする。

6 交通規制

遠軽警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第11節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

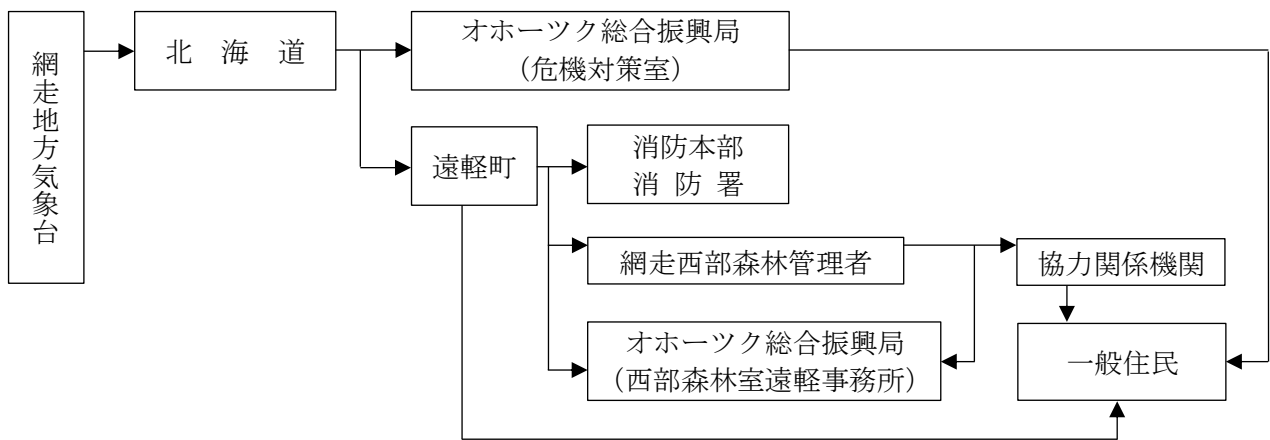
7 自衛隊の派遣要請

町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、オホーツク総合振興局長に自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

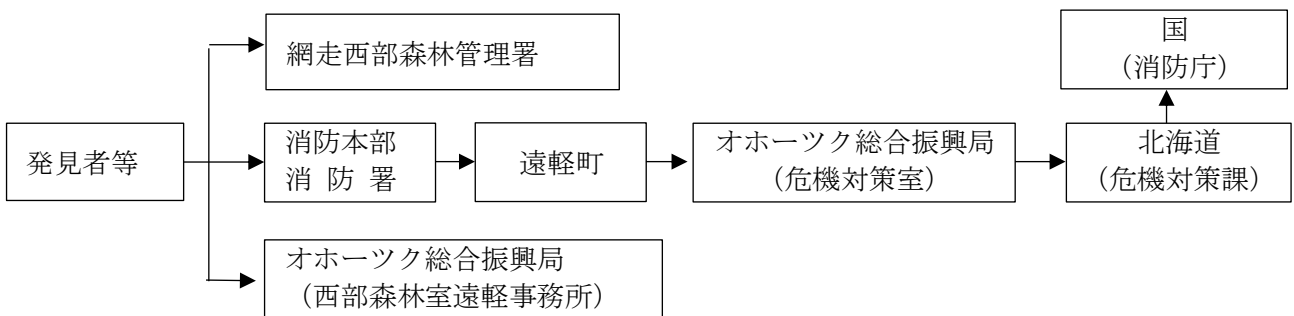
8 広域応援

町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章4節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより、オホーツク総合振興局長に自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

別記1 林野火災気象通報の伝達系統



別記2 情報通信の連絡系統



第8章 災害復旧・被災者援護計画

町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 砂防設備
 - (3) 林地荒廃防止施設
 - (4) 地すべり防止施設
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設
 - (6) 道路
 - (7) 下水道
 - (8) 公園
- 2 農林水産施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 その他の災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

国及び道は、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用を別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、その全部又は一部を負担し、又は補助する。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、別表1のとおりである。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努めるものとする。

なお、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）による財政援助については、別表2のとおりである。

第 2 節 被災者援護計画

第 1 罹災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

2 消防機関

- (1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることができるものとする。
- (2) 消防事務の処理に関して遠軽地区広域組合消防本部において、火災に起因する罹災証明書の交付については火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

第 2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ (サ) の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事	
ク 一電話番号その他の連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況	

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
 - ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台

帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

- (3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のヌ）を含めないものとする。

第3節 災害義援金募集（配分）計画

災害による被災者を援護するための災害義援金の募集及び配分に関する計画は、次に定めるところによる。

第1 義援金の募集

町は、災害による被災者を救護するため災害義援金の募集を必要とするときは、北海道、日本赤十字社北海道支部及び遠軽町社会福祉協議会と相互に連携を図りながら、募集方法、口座番号、募集期間等について、報道機関等の協力を得ながら募集について周知を図る。

第2 義援金の受け入れ

町に届けられる義援金の受け入れは、民生対策部民生班及び地域対策部地域住民班が担当する。なお、義援金の受け入れに際しては受入窓口を開設し、寄託者に受領書を発行するものとする。ただし、銀行口座への振り込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えるものとする。

第3 義援金の保管

寄託された義援金については、被災者に配分するまでの間、義援金受入口座に預金保管する。

第4 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、町、日本赤十字社北海道支部及び北海道共同募金会等により義援金配分委員会を組織し、適正な配分について協議した上で迅速に行うものとする。

第4節 災害応急金融計画

災害による被害の応急復旧及び被災者の速やかな立ち直りを期すため、応急金融制度の活用を図る。

第1 被災者への融資等

1 町の融資等

(1) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付け

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給に関する法律施行令（昭和48年政令374号）の規定に準じ、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した町民の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に対して支給する災害障害見舞金及び災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けは、町が実施主体となり遠軽町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年遠軽町条例第82号）に基づき実施する。

(資料編 第6 遠軽町災害弔慰金の支給等に関する条例)

(2) 災害見舞金

災害による被害者に対して、遠軽町災害見舞金条例（平成17年遠軽町条例第83号）に基づき災害見舞金を支給する。

(資料編 第7 遠軽町災害見舞金支給条例)

2 国、道の融資

(1) 生活福祉資金

資金の種類	内 容	貸付限度額（円）	据置期間	償還期間	備 考	
総合支援資金	生活支援金	生活再建までに必要な生活費用	(単身世帯) 月額 150,000 円以内 (複数世帯) 月額 200,000 円以内	最終貸付け日から 6 ヶ月以内	10 年以内	無利子(連帯保証人を立てない場合: 年 1.5%)
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の家賃契約を結ぶために必要な費用	400,000 円以内	6 ヶ月以内(生活支援費と併せて貸付けの場合は、生活支援費の最終貸付け日から 6 ヶ月以内)		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用	600,000 円以内			
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用(※具体的用途は別表参照)	5,800,000 円以内 (ただし、用途目的に応じ別表を参照)	6 ヶ月以内	20年以内(ただし用途目的に応じ別表を参照)	無利子(連帯保証人を立てない場合: 年 1.5%)
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用	100,000 円以内	2 ヶ月以内	12 ヶ月以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な費用	500,000 円以内	卒業後 6 ヶ月以内	20年以内 (貸付額により期間の目安あり)	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額 35,000 円以内			
			(高等専門学校) 月額 60,000 円以内			
			(短期大学) 月額 60,000 円以内			
(大学) 月額 65,000 円以内						
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	(土地評価額の 7 割) 月額 300,000 円以内	契約終了後 3 ヶ月以内	据置期間終了時	年 3% 又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	(土地と建物の評価額の 7 割) 月額生活扶助額の 1.5 倍以内	契約終了後 3 ヶ月以内	据置期間終了時	

※ 総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を、貸付けの日から 2 年以内とすることができる。

別表 福祉資金福祉費

使途目的	呼 称	貸付限度額	償還期間
生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得機関 ・6か月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内
中国残留邦人等に係る国民保健料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費その期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	災害経費	1,500,000円	7年以内
冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内
就職、技能習得の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	3,260,000 団体 4,890,000		1年	7年以内	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,630,000 団体 1,630,000		6か月	7年以内	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校（高等課程） 高等専門学校 短大、専修学校（専門課程） 大学院 専修学校（一般課程）	高等学校、専修学校※1 （高等課程） 公立（自宅） 27,000 （自宅外） 34,500 私立（自宅） 45,000 （自宅外） 52,500 高等専門学校（1,2,3年） 公立（自宅） 31,500 （自宅外） 33,750 私立（自宅） 48,000 （自宅外） 52,500 高等専門学校（4,5年） 公立（自宅） 67,500 （自宅外） 76,500 私立（自宅） 98,500 （自宅外） 115,000 短大 公立（自宅） 67,500 （自宅外） 96,500 私立（自宅） 93,500 （自宅外） 131,000 専修学校（専門課程） 公立（自宅） 67,500 （自宅外） 78,000 私立（自宅） 89,000 （自宅外） 126,500 大学 公立（自宅） 71,000 （自宅外） 108,500 私立（自宅） 108,500 （自宅外） 146,000 大学院 修士課程 132,000 博士課程 183,000 専修学校（一般課程）※2 52,500	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内 専修学校（一般課程）は5年以内	無利子 ※親に貸付ける場合児童を連帯貸主とする（連帯保証人は不要） 児童に貸付ける場合親等を連帯保証人とする。

※1 中等教育学校の後期課程、盲学校・ろう学校・養護学校の高学部を含む。

※2 専修学校の高等課程・専門課程のうち、修業年限が2年に満たないものを含む。

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金(例 訪問介護員、ワープロ、栄養士等)	(一般) 月額 68,000 (特別) 一括 816,000 (12月分相当) 運転免許 460,000	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	保証人有: 無利子 保証人無: 年1.0%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	(一般) 月額 68,000 運転免許 460,000 (注) 修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等及び通費用等を購入する資金 寡婦が扶養する子は対象とならない	(一般) 105,000 通勤自動車購入 340,000		1年	6年以内	親に係る場合保証人有:無利子 保証人無:年1.0% 児童に係る貸付の場合修学資金と同じ
医療介護資金	母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く) 父子家庭の父又は児童(介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療又は介護(当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】 340,000 (特別) 480,000 【介護】 500,000		医療介護を受ける期間満了から6か月	5年以内	保証人有:無利子 保証人無:年1.0%

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間の生活資金	月額 141,000	技能習得期間	知識技能習得後6か月	20年以内	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%
		医療若しくは介護を受けている間の生活資金	月額 108,000円	医療介護期間	医療若しくは介護終了後6か月	5年以内	
		母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・維持する間に必要な生活資金	月額 108,000円 一括 1,296,000円 合計額 2,392千円を限度	生活安定貸付期間※		8年以内	
		失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活資金	月額 108,000円	失業貸付期間	貸付期間満了後6か月	5年以内	
		家計が急変し、申請月の前月の所得を12倍した額が、児童扶養手当受給相当まで減少した者(児童扶養手当受給者を除く)。	月額 第1子 44,140円 第2子 +10,420円 第3子以降1人につき +6,250円	家計急変期間(原則3月以内)		10年以内	
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別2,000,000)		6か月	6年以内 または7年以内	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転居するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6か月	3年以内	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%

※ 配偶者のない女子又は男子が当該母子世帯又は父子世帯の生計中心者でない場合は、月額70,000円を限度として運用する。

(現に扶養する子のない寡婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦の貸付けも同様)

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校※1 64,300 中学校※2 81,000 高等学校等※3 公立(自宅) 150,000 (自宅外) 160,000 私立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,000 大学・短大等 私立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,000 私立(自宅) 580,000 (自宅外) 590,000 大学院 公立 380,000 私立 590,000		中学校卒業から6か月	20年以内 (専修学校(一般課程)、就業施設) 5年以内)	就学資金と同様
	父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子		専修学校(一般課程)※4 (自宅) 150,000 (自宅外) 160,000 修業施設 ※中学校卒業者 (自宅) 150,000 (自宅外) 160,000 ※高等学校卒業者 (自宅) 272,000 (自宅外) 282,000				
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	310,000		6か月	5年以内	保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%

※1 盲学校・ろう学校・養護学校の小学部を含む。

※2 中等教育学校の前期課程、盲学校・ろう学校・養護学校の中等部を含む。

※3 中等教育学校の後期課程、盲学校・ろう学校・養護学校の高学部を含む。

※3 専修学校の高等課程・専門課程のうち、修業年限が2年に満たないものを含む。

(3) 災害復興住宅融資

ア 融資対象者

(ア)～(エ)の全てに当てはまる方

(ア) 自然現象による災害により被害が生じた所有者又は居住者で地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方

(イ) ご自分が居住するために住居を建設、購入又は補修する方

(ウ) 年収に占めるすべての借入れの年間合計編成額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たす方

年収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率基準	30%以下	35%以下

(エ) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

イ 融資条件

区分		建設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補修
融資対象	住宅の規格	居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること			
	住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし	
	築年数		申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことのある住宅	
	その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	
融資限度額	基本融資額	建設資金 1,680万円 土地取得資金 970万円 整地資金 450万円	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を習得しない場合は、1680万円が限度)	購入資金 2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を習得しない場合は、1680万円が限度)	補修資金 740万円 整地資金 450万円 引方移転資金 450万円
	特例加算額	建設資金 520万円	購入資金 520万円	購入資金 520万円	
返済期間	耐火準耐火木造(耐久性) 木造(一般)	35年以内	35年以内	35年以内	20年以内
	据置期間	3年以内			1年以内(返済期間を含む)
融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.45% 特例加算額 年1.35%			
	補修の場合	年0.45%			
		(令和2年9月1日現在、最新の金利は住宅金融公庫にご確認ください)			
受付期間	り災日から2年間				

(4) 農林漁業セーフティネット資金

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 (災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染による通常の注意をもってして避けられない物的損害も含む、)
	貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者 ○認定新規就農者又は、それ以外の新に農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後3年以内なもの ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた業者 ○農林漁業に係る所得が総取得(法人にあっては総売上高)の過半又は粗収益が200万円(法人1,000円)以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標を定めていること ○地域における継続的な農地利用を図るものであって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認めるもの

貸付限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引揚げが必要であると求められる場合には、年間経営費の12分の6相当する額又は粗収益の12分の6に相当する縛のいずれか低い額とすることができる	
償還期間	15年以内（うち据置き3年以内）	
貸付利率	年0.20～0.55%（R4.9.20現在）※ただし国が定める災害は実質無利子となる。	

(5) 天災融資法による融資

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講ずる。
	貸付の対象	(7) 被害農業者 被害減収量が平均収量の30/100以上で、かつ、損失額が平均農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた修業農家。 (4) 被害林業者 (7) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁業購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会 50,000,000円)
	償還期限	6年以内（激甚災害法適用の場合7年以内）
	貸付利率	法発動の都度設定

(6) 農林漁業施設資金(主務大臣指定(災害普及))

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業施設融資(主務大臣指定施設(災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農作物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、家畜環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	ア 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 イ 1施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円)
	償還期限	① 15年(うち据置き3年)以内 ② 25年(うち措置10年)以内
	貸付利率	0.20～0.60%（R4.9.20現在）※ただし、国が定める災害は実質無利子となる。

(7) 造林資金

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林業を行う林業を営む者及び森林組合、道連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内(20年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.20～0.60% (R4.9.20現在)

(8) 樹苗養成施設資金

融資の名称	内容・資格・条件等	
樹苗養成施設資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復興を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等共同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内(5年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.20～0.55% (R4.9.20現在)

(9) 林道資金

融資の名称	内容・資格・条件等	
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む)又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額(林業集落排水施設は借入者の負担額)
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.20～0.60% (R4.9.20現在)

(10) 主務大臣指定施設資金

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設) 林産業施設資金(災害復旧)	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクレーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特養林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円(特認600万円)のいずれか低い額
	償還期間	15年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	年0.60% (R4.9.20現在)

(11) 共同利用施設資金

融資の名称	内容・資格・条件等	
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等共同組合、水産共同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.20～0.60% (R4.9.20現在)

(12) 備荒資金直接融資資金

貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、但し、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
償還期間	6ヶ月
貸付利率	年利率 3%

(13) 中小企業総合復興資金

災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。

融資対象	① 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」又は同法第2条第6項に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 ② 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	
資金使途	設備資金	運転資金
融資金額	8,000万円	5,000万円
融資期間	1年超10年以内(据置2年以内)	
融資利率	[固定金利] 5年以内 年1.0% 7年以内 年1.2%	[変動金利] 年1.0% (融資期間が3年超の場合選択可)
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる	
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き	

(14) 勤労者福祉資金

区分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象者	・ 育児・介護休業中の方も含む ・ 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方(ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が150万以上の方)		・ 2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方 ・ 前年の総所得が600万円以下の方 ・ 前年の総収入が150万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方。
資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、住宅葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%			年0.60%
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによる。		北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。	

第2 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

	内容・条件等																		
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した、市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併全の旧町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害より</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額）</p> <p>(1) 住宅の被害程度に応じて支給される支給金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 （支給対象世帯①に該当）</th> <th>解体 （支給対象世帯②に該当）</th> <th>長期避難 （支給対象世帯③に該当）</th> <th>大規模半壊 （支給対象世帯④に該当）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 （公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯①に該当）	解体 （支給対象世帯②に該当）	長期避難 （支給対象世帯③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯④に該当）	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯①に該当）	解体 （支給対象世帯②に該当）	長期避難 （支給対象世帯③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯④に該当）															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助																		

別表 1

事業別国庫負担等一覧

摘要法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設 災害復旧事業 国庫負担法	河川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設(防波堤を含む。)	道施行1カ所 120万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	港湾	国、管理組合、市町村	水域施設(航路、泊地、船だまり)外郭施設(防波堤、水門、堤防)係留施設(岸壁、浮標)、臨港交通施設等	国施行1カ所 500万円以上 管理組合施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	漁港	〃	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水道	道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	公園等	〃	都市公園及び社会資本整備重点計画報施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地の園路・広場・修景施設、休養施設、運動施設等	〃	〃
空港法	空港	国、道、市町村	基本施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設)、排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設(道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く。)	1施設 120万円以上	80/100

摘要法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率	
林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市町村、土地改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10（通常） 8/10、9/10（高率該当分）	
	農業用施設	〃	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農業保全施設	〃	6.5/10（通常） 9/10、10/10（高率該当分）	
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設、林道	1カ所 40万円以上	5.10～ 6.5/10（通常） 7.5/10～ 10.10（高率後）	
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	一般災害：一カ所40万円以上 激甚災害（告示地域に限る。）： 1カ所13万円以上	2/10（一般災害） 3/10、 4/10、 5/10、9/10	
土地改良法	農業用施設	国	事業実施地区	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のももの合算額）が500万円以上で当該地区における当該年度残事業費の1/100を超えるもの。	土地改良法施行令第52条、第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
				北海道が土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円以上	
			事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区に委託を了していない地区	1カ所 75万円以上	
				基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の6の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1カ所概ね2,000万円超 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行することが必要なとき	
公営住宅法	災害公営住宅設備事業	道、市町村	災害公営集宅の設備	・天然災害の場合 減失戸数が被災地全域で500戸以上又は、一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内全住宅の1割以上 ・火災の場合 減失戸数が被災地全域で200戸以上又は、一市町村全住宅の1	建設又は、 買取り 2/3 （激甚災害の場合 3/4） 借上げ 2/5	

摘要法令	事業名	事業主体	対象及び内容	割 単位当事業費	国庫補助率
公営住宅法	災害公営住宅設備事業	道、市町村	災害公営住宅の家賃低廉化	・近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額	2/3（激甚災害の場合、当初5年間は3/4）
	既設公営住宅復旧事業	道、市町村	既設公営住宅の再建設 既設公営住宅の補修	再建設を行う年度の一般公営住宅建設の場合の標準建設費を適用 戸あたり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円（市町村の場合は190万円）	1/2 （激甚災害の場合、標準税収入と災害復旧に要する事業主体の負担額の比率により、事業ごとに崇上げが行われる。）
改良住宅棟改善事業制度要領	災害復旧事業	道、市町村	既設改良住宅の再建設	再建設を行う年度の改良住宅建設の場合の標準建設費を適用	1/2
			既設改良住宅の補修	戸当たり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円（市町村の場合は190万円）	
生活保護法	保護施設	市町村、（指定都市及び中核市除く。）社会福祉法人等	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
老人福祉法・介護保険法	老人福祉施設等	市町村、（指定都市及び中核市除く。）社会福祉法人等	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院等	〃	1/2 又は 1/3
障害者総合支援法	障害者支援施設等	〃	障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等	〃	1/2

摘要法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
児童福祉法	児童福祉施設等	道、市町村（指定都市及び中核都市を除く。）社会福祉法人等	助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、放課後等ディサービス事業所等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上(保育所及び幼保連携型こども園、幼稚園型認定こども園については、40万円以上)	1/2 又は 1/3
社会福祉法等	その他の社会福祉施設等	道、市町村（指定都市及び中核都市を除く。）社会福祉法人等	社会事業授産施設、地域福祉センター、生活館、婦人保護施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円	1/2 又は 1/3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業	市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市町村一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することは著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業含む。）	○上水道事業または水道用水供給事業 本復旧費1,900千円（町村は1,000千円）を越え、かつ、現在給水入口×130円を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費1,000千円（町村は500千円）を越え、かつ、現在給水入口×110円）を超えるもの	1/2～ 8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 市町村 30万円以上	2/3 (離島4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設、校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事（構造体の補強等による大規模なものに限る。）に伴う応急仮設校舎等及び幼保連携型認定こども園の使用施設	設備整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 (離島4/5)

摘要法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
都市災害復旧事業 国庫補助に関する 基本方針	街路	道、市町村	○都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路(道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。)で道路法第18条の道路供用開始の告示がなされていないもの ○道路と鉄道の立体交差事業で鉄道事業法第12条の検査を終了していないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設。 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(自然公園を除く。)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万 m^3 以上であるもの、又は2千 m^3 以上の一団をなす堆積土砂又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千 m^3 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害等廃棄物処理	市町村(一部事務組合、広域連合含む)	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市：80万円以上 市町村：40万円以上	
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	(1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠(これらに直接接続するポンプ場の沈砂地等を含む)内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。	その都度決定	2/3
	(2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業		1/2
	(3) 公園		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする。		〃
	(4) 宅地		建築物の敷地である土地(これに準ずるものを含む)に堆積した降灰を運搬し及び処分する事業		〃

別表2

激甚法による財政援助一覧

区 分	財政援助を受ける事業等	区 分	財政援助を受ける事業等
公共土木 施設災害 復旧事業 等に関する 特別の 財政援助	<input type="checkbox"/> 公共土木施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 公共土木施設災害関連事業 <input type="checkbox"/> 公立学校施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 公営住宅災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 生活保護施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 児童福祉施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 老人福祉施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 知的障害者更生施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 婦人保護施設災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 感染症指定医療機関災害復旧事業 <input type="checkbox"/> 感染症予防事業 <input type="checkbox"/> 堆積土砂排除事業 <input type="checkbox"/> 湛水排除事業	中小企業 に関する 特別の助 成	<input type="checkbox"/> 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 <input type="checkbox"/> 小規模企業者等設備導入資金助成法による償還期間等の特例 <input type="checkbox"/> 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 <input type="checkbox"/> 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
農林水産 業に関する 特別の 助 成	<input type="checkbox"/> 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 <input type="checkbox"/> 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 <input type="checkbox"/> 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 <input type="checkbox"/> 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 <input type="checkbox"/> 森林災害復旧事業に対する補助 <input type="checkbox"/> 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 <input type="checkbox"/> 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	その他の 財政援助 及び助成	<input type="checkbox"/> 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 <input type="checkbox"/> 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 <input type="checkbox"/> 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 <input type="checkbox"/> 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 <input type="checkbox"/> 水防資材費の補助の特例 <input type="checkbox"/> 被災者公営住宅建設事業等に対する補助の特例 <input type="checkbox"/> 産業労働者住宅建設資金融通の特例 <input type="checkbox"/> 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 <input type="checkbox"/> 雇用保険法による求職者給付に関する特例

沿 革

平成20年8月 遠軽町地域防災計画作成
平成27年4月 遠軽町地域防災計画修正
平成29年4月 遠軽町地域防災計画修正
平成31年4月 遠軽町地域防災計画修正
令和 5年6月 遠軽町地域防災計画修正